

令和2年第3回
城里町議会定例会会議録 第3号

令和2年9月18日 午後 2時03分開議

1. 出席議員（12名）

1番	桜井和子君	7番	三村孝信君
2番	加藤木直君	8番	河原井大介君
3番	猿田正純君	9番	関誠一郎君
4番	藤咲芙美子君	10番	阿久津則男君
5番	片岡藏之君	13番	鯉渕秀雄君
6番	藺部一君	14番	小坪孝君

1. 欠席議員（2名）

11番	小林祥宏君	12番	杉山清君
-----	-------	-----	------

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	上遠野修
副町長	仲田不二雄
教育長	高岡秀夫
代表監査委員	横倉好夫
まちづくり戦略課長	小林克成
総務課長	鯉渕和己
町民課長	雨宮忠芳
財務課長	船橋行子
税務課長	鈴木貴司
健康保険課長	飯村正則
長寿応援課長	井上優
福祉こども課長	増井栄一
農業政策課長	山口成治
都市建設課長	大津好男
下水道課長	皆川尊志
会計課長（会計管理者）	高瀬浩文
水道課長	阿久津恵三
農業委員会事務局長	片岡宗徳

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	阿久津 雅 志
主 任 書 記	町 田 めぐみ
書 記	高 丸 哲 史

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

令和2年9月18日（金曜日）

午後 2時03分開議

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第53号 | 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第2 | 議案第54号 | 城里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第3 | 議案第55号 | 城里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 議案第56号 | 城里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第57号 | 城里町アイジー基金条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第58号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第7 | 議案第59号 | 令和2年度城里町一般会計補正予算（第7号）について |
| 日程第8 | 議案第60号 | 令和2年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第9 | 議案第61号 | 令和2年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第10 | 議案第62号 | 令和2年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第11 | 議案第63号 | 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第12 | 議案第64号 | 令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第13 | 議案第65号 | 令和2年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）について |
| 日程第14 | 議案第66号 | 令和元年度城里町一般会計決算認定について |

- 日程第15 議案第67号 令和元年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第16 議案第68号 令和元年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第17 議案第69号 令和元年度城里町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第18 議案第70号 令和元年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第19 議案第71号 令和元年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 日程第20 議案第72号 令和元年度城里町水道事業会計決算認定について
- 日程第21 請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
- 日程第22 請願第2号 0207号と1526号線交差点に交通信号機設置と横断歩道の整備を求める請願
- 日程第23 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第24 総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第25 教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第26 報告第65号 城里町不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する告示
- 日程第27 報告第66号 令和元年度城里町一般会計継続費精算報告書
- 日程第28 報告第67号 令和元年度地方公共団体健全化法に関する健全化判断比率及び資金不足比率
- 日程第29 報告第68号 平成31年度一般財団法人城里町開発公社事業及び決算報告書
- 日程第30 報告第69号 株式会社桂ふるさと振興センター決算報告書
- 日程第31 報告第70号 株式会社物産センター山桜決算報告書
- 日程第32 報告第71号 第2期城里町子ども・子育て支援事業計画
- 日程第33 報告第72号 例月出納検査報告（6月、7月、8月執行分）
- 追加日程第1 発議第5号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持にかかる意見書
- 追加日程第2 発議第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

1. 本日の会議に付した事件

- 議案第53号
- 議案第54号
- 議案第55号
- 議案第56号
- 議案第57号
- 議案第58号

議案第59号

議案第60号

議案第61号

議案第62号

議案第63号

議案第64号

議案第65号

議案第66号

議案第67号

議案第68号

議案第69号

議案第70号

議案第71号

議案第72号

請願第1号

請願第2号

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

報告第65号

報告第66号

報告第67号

報告第68号

報告第69号

報告第70号

報告第71号

報告第72号

午後 2時03分開議

議員の出欠

○議長（関 誠一郎君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は12名です。

欠席議員、11番小林祥宏君、12番杉山 清君。

開議の宣告

○議長（関 誠一郎君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
なお、説明のため、町長、副町長、教育長、代表監査員、課長、局長がそれぞれ出席しております。

議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をよろしくお願いいたします。

また、クールビズ対応のため、本会議は軽装で会議を進めますので、よろしく願います。

また、コロナウイルス対策といたしまして、議場内でのマスク着用及び水分補給を許可しております。

傍聴人4名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（関 誠一郎君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

議案第53号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（関 誠一郎君） 本日は議案質疑から入ります。
初めに、議案第53号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第54号 城里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第54号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第55号 城里町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第55号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第56号 城里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第56号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第57号 城里町アイジー基金条例の制定について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第57号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第58号 工事請負契約の締結について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第58号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第59号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第59号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第60号 令和2年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第60号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第61号 令和2年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第61号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第62号 令和2年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第62号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第63号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第63号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第64号 令和2年度城里町農業排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第64号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第65号 令和2年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第65号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第66号 令和元年度城里町一般会計決算認定について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第66号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第67号 令和元年度城里国民健康保険特別会計決算認定について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第67号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第68号 令和元年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第68号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第69号 令和元年度城里町介護保険特別会計決算認定について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第69号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第70号 令和元年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第70号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第71号 令和元年度城里町農業集落排水特別会計決算認定について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第71号についての質疑を求めます。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

議案第72号 令和元年度城里町水道事業会計決算認定について

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第72号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

決算特別委員長報告

○議長（関 誠一郎君） 次に、決算特別委員会に付託されておりました議案第66号 令和元年度城里町一般会計決算認定についてから議案第72号 令和元年度城里町水道事業会計決算認定についての審議結果について、決算特別委員長から報告を求めます。

決算特別委員長河原井大介君。

〔決算特別委員長河原井大介君登壇〕

○決算特別委員長（河原井大介君） 決算特別委員長より報告をいたします。

今期町議会定例会において、決算特別委員会に付託されました議案第66号から議案第72号の7件について、その審査の経過と結果についてご報告いたします。

付託されました議案については、議案付託表により各所管の常任委員会に審査をお願いいたしました。

審査の結果については、各常任委員長よりご報告がございましたので申し上げます。

総務民生常任委員会は、9月9日午前10時から城里町役場3階委員会室において開催し、議案第66号 令和元年度城里町一般会計決算認定所管分から議案第69号 令和元年度城里町介護保険特別会計決算認定までの4件について審査を行いました。

続きまして、教育産業常任委員会は、9月10日午前10時から城里町役場3階委員会室において開催し、議案第66号 令和元年度城里町一般会計決算認定所管分及び議案第70号 令和元年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定から議案第72号 令和元年度城里町水道事業会計決算認定までの4件について審査を行いました。

各常任委員会とも、審査は執行部より関係課長、局長の出席を求め、決算書の歳入歳出決算事項別明細書により説明を受け、各委員からの質疑があり、執行部より答弁がなされました。

審査の結果、総務民生常任委員会所管分の4件の決算については、認定しないものと決定いたしました。

また、教育産業常任委員会の所管分の4件の決算認定は、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

審査の過程において、各委員からありました主な質疑については、別紙報告書のとおりでございますので、ご高覧をいただければと思います。

なお、執行部におかれましては、各委員からありましたご意見、ご指摘につきまして十分研究を積まれ、行政施策へ反映されることを強く要望いたします。

議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（関 誠一郎君） 以上で決算特別委員長の報告を終結いたします。

なお、別紙配付のとおり、令和元年度城里町議会決算特別委員会報告書が決算特別委員長より提出されましたので、後ほどご高覧をお願いいたします。

討論

○議長（関 誠一郎君） これより討論に入ります。

初めに、議案第53号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第54号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第55号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第56号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第57号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第58号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第59号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第60号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第61号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第62号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第63号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第64号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第65号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第66号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第67号に対する討論はございませんか。
〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第68号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第69号に対する討論はございませんか。

〔「議長、2番」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） これから討論を行います。討論は1人1回の原則により1回のみとします。なお、発言時間は10分以内とします。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

2番加藤木 直君。

〔2番加藤木 直君登壇〕

○2番（加藤木 直君） 2番加藤木 直でございます。

議案第69号 令和元年度城里町介護保険特別会計決算認定につきまして、反対の立場より討論をいたします。

9月9日に行われました決算特別委員会では、細かいことの詳細が分からなかった委託事業についてであります。長寿応援課、町より開発公社に介護予防事業を事業委託しております。当然、県や国の補助金、国庫補助を伴う事業でございます。事業内容は運動基礎講座、筋トレ講座、骨盤体操、バランスボール、ステップ・アンド・ポール、水中歩行など、10以上の事業がございます。

先日9月15日、一般質問の前に議員控室におきまして、町長より、開発公社で既に理事会に付された事業実績、決算報告の内容に誤りがあり、訂正をしていただきたい旨のお話が突然ございました。当然、補助事業でありますので、参加人数等に相違があれば、補助の申請額も変わります。今回は町への県・国への補助申請額は変わらないけれども、しかしながら、一般財団法人城里町開発公社の事業実績の中身の数字が変わりますとのことであります。

補助事業に関わらず何かを申請する場合は、必ずその事業に該当する内容のバックデータがあって、その合計が申請額になると。これが一般的な補助事業の申請の仕方ではないでしょうか。今回の事業は、申請額が固定をされていて申請するものではないかというふうには思います。

既に、理事会に承認を求め、6月8日に議決されております。しかも、300人以上の相違、金額で90万円以上であります。正しい内容の正誤表を頂きまして、その内容に疑問を抱きつつ精査したところ、やはりこの数字も合っておりません。2件ほど違う。あまりにも慌てて正誤表を作られたので間違えたのかなど。何事も慌てて行くと数字を間違えたり、時には車をこすったり、他人にけがを負わせたり、そういうこともするので、注意してい

ただきたいというふうに思います。

さらに、開発公社の介護事業実績資料を見ると、休館日に事業が行われております。休館日にやっているのかもしれませんが、介護事業を実施するのでしょうか。補助事業は地方自治体が国や県の補助金を使って実施する公共の事業であり、その使い道は縛りがあり限定をされております。拡大解釈にも限度があります。数字を故意に超過させたり、行っていないことをさも行ったようにすると、このようなことが会計検査院などで発覚した場合は、補助金の返還はもとより、城里町の信用は失墜し、今後の様々な事業や交付金などへの影響が出てくるのではないのでしょうか。真摯に行っていただきたいと思います。近年のコロナ禍の中で、給付金等の詐欺行為等も報道されておりますが、このようなことがないようにしたいものがございます。

以上の点から、補助申請額に疑義が生じているため、決算承認に反対をいたします。また、開発公社が真に指定管理者としてふさわしいのか、大変疑問であります。

終わります。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 反対の立場で討論させていただきます。

私は監査委員をやっております。この決算資料も検査をして印鑑を押しました。

ところが、決算委員会が始まってみると、開発公社の議員から指摘をされて調査しようと思っても、資料は個人情報保護法だのといってお見せてくれない。そして、開発公社の聞き取りをしようと思うと、町長が自ら後を追ってきて妨害するんですよ。そういうことで、本当に苦しい。議員に指摘されても調査ができませんでした。

この開発公社で委託を受けて役員で決算認定を受けたものですが、それを議会のほうに報告として上げてきたにもかかわらず、一部の数字違いなどといって差し替えますと、それは許されるものではないと思うんですよ。あくまでも役員会を開いて、また決算を受けて、向こうの監査委員から受けて、それで出し直せばいいんですけれども、全然そういう手順を踏まないで、人数が間違っていましたと。その間違いで報告している間に開発公社の職員に聞こうと思ったんですけれども、町長が自ら帰らせてください、帰らせてくださいと、10時オープンのその準備で職員が帰らなくちゃならない。皆さんの疑惑を調査しようと思っても、そういうことでは調査ができません。訂正された数字が本当に適正に間違いないと、今、2番の加藤木議員が言いましたように、慌てないでしっかり差し替える資料もきちんと作って報告して、私に指摘されないようにしていただければいいのでしたら、私はこの場には立たないと思っております。

そういう中で、以上、本当にこの事業報告も、ホロルのインターネットを見ますと、非

常にやっている事業が毎回書いてあるんですよ。毎回書いてあるんです。ホロルは仕事をやっているんです。だけれども、人数が過剰に請求されていて、そういう中で、3月が茨城県知事からコロナウイルスの関係で常北高校の卒業式も中止、小学校の入学式も来賓の人らはみんな中止、私が聞いておりますのは、国においては地域おこし協力隊が自宅待機という通達があったということを知っております。

そういう中で本当に調べましたが、3月の事業が書かれていないんですよ。また、やっている、やっているという2月25日、24日が旗日で25日は休館日なんです。コロナの世で、そのために私は、下っ端のほうで働いている職員から、子供のプールはやるんですかと言ったら、いや、やらないと思いますと。中学生とか小学校の水泳教室なら学校の先生がついて水泳教室はやりませんが、子供のキッズスクールはやっていないですと断言されました。

そういう中でいくと、本当にこの事業が3月、2月の定休日に請求がされている。3月のコロナでもう人は集まらないでくださいという県知事の通達にも関わっているのに、それでも請求書が出ているというあれでありますので、調べても本当に町長が後を追って、調査に対しては町長にも大変ご迷惑をかけたかも分からない。たが、やはり調べるときには、監査委員でありますので資料も提出していただいて、裏づけするような資料も出していただいて、その中できちんと間違いだったら間違い、そういう形でこれから先やっていただくためにも、私はこの件に対して反対討論といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（関 誠一郎君） 続いて、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

○議長（関 誠一郎君） 続いて、原案に反対の方の発言を許可いたします。

ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 以上で議案第69号に対する討論を終結いたします。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第70号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第71号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第72号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（関 誠一郎君） これより採決に入ります。

議案第53号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第54号 城里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第55号 城里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第56号 城里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第57号 城里町アイジー基金条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第58号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第59号 令和2年度城里町一般会計補正予算（第7号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第60号 令和2年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第61号 令和2年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第62号 令和2年度城里町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第63号 令和2年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第64号 令和2年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第65号 令和2年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第66号 令和元年度城里町一般会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は総務民生常任委員会所管分は不認定、教育産業常任委員会所管分は認定すべきものです。したがって、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第67号 令和元年度城里町国民健康保険特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は不認定です。したがって、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第68号 令和元年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は不認定です。したがって、原案について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第69号 令和元年度城里町介護保険特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は不認定です。したがって、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第70号 令和元年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第71号 令和元年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

○議長（関 誠一郎君） 次に、議案第72号 令和元年度城里町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり認定されました。

以上で採決を終結いたします。

請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

○議長（関 誠一郎君） これより請願の審査に入ります。

お諮りいたします。

請願の議案朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。よって、請願の議案朗読は省略することに決定いたしました。

日程第21、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題といたします。

本案は、9月8日に教育産業常任委員会に付託されたものであります。教育産業常任委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員長三村孝信君。

〔教育産業常任委員長三村孝信君登壇〕

○教育産業常任委員長（三村孝信君） 教育産業常任委員会を代表し、9月8日に付託されました請願第1号の審査結果についてご報告いたします。

9月10日に本委員会を開催し、請願内容について審査をいたしました。

請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願につきましては、学校現場では解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するためには、教職員定数改善が不可欠でございます。また、義務教育費国庫負担制度につきましては、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、地方自治体の財源を圧迫しております。こうした観点から2021年度政府予算編成において本請願事項が実現されるよう当委員会としては慎重に審議し、全会一致で採択することに決定いたしました。

以上、教育産業常任委員会としての委員長報告といたします。

議長においてお諮り願います。

○議長（関 誠一郎君） お諮りいたします。

請願第1号については、ただいまの教育産業常任委員長の報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

請願第2号 0207号と1526号線交差点に交通信号機設置と横断歩道の整備を求める請願

○議長（関 誠一郎君） 次に、日程第22、請願第2号 0207号と1526号線交差点に交通信号機設置と横断歩道の整備を求める請願を議題といたします。

本案は、9月8日に総務民生常任委員会に付託されたものであります。総務民生常任委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員長 菌部 一君。

〔総務民生常任委員長 菌部 一君登壇〕

○総務民生常任委員長（菌部 一君） 総務民生常任委員会を代表し、9月8日に付託されました請願第2号の審査結果についてご報告をいたします。

9月9日に本委員会を開催し、請願内容について審査をいたしました。

請願第2号 0207号と1526号線交差点に交通信号機設置と横断歩道の整備を求める請願につきましては、長年にわたり交通事故が多発していることやこの地区で予定されている町営住宅の建設により、ますます交通利用の増加が予定されることから、当委員会といたしましては、慎重に審議をし、全会一致で採択することに決定をいたしました。また、審査の中で、請願内容に加えて道路の拡幅も要望したいとの意見が委員からありましたので、ご報告をいたします。

以上、総務民生常任委員会としての委員長報告といたします。

議長においてお諮りを願います。

○議長（関 誠一郎君） お諮りいたします。

請願第2号については、ただいまの総務民生常任委員長の報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2時49分休憩

午後 2時56分開議

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程追加

○議長（関 誠一郎君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま、7番三村孝信君ほか6名から発議第5号が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。よって、発議第5号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

発議第5号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持にかかる意見書

○議長（関 誠一郎君） 追加日程第1、発議第5号、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持にかかる意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

発議第5号の意見書の朗読は省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。よって、発議第5号の意見書の朗読は省略することに決定いたしました。

直ちに提出者であります7番三村孝信君より発議第5号の趣旨説明を求めます。

7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 発議第5号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持にかかる意見書の趣旨説明を申し上げます。

学校現場では解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が3分の1に引き下げられました。地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、国の関係機関へ意見書を提出すべきと考えます。

議員各位の賛同を賜りたく、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（関 誠一郎君） これから質疑を行います。

発議第5号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第5号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより発議第5号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持にかかる意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は議会事務局長をして、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長等へ提出をさせます。

日程追加

○議長（関 誠一郎君） さらに、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま、10番阿久津則男君ほか6名から発議第6号が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。よって、発議第6号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局長に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

発議第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

○議長（関 誠一郎君） 追加日程第2、発議第6号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題といたします。お諮りいたします。

発議第6号の意見書の朗読は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。よって、発議第6号の意見書の朗読は省略することに決定いたしました。

直ちに提出者であります10番阿久津則男君より発議第6号の趣旨説明を求めます。

10番阿久津則男君。

[10 番阿久津則男君登壇]

○10番（阿久津則男君） 発議第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の趣旨説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなっています。地方自治体は福祉、医療、教育、子育て、防災、減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政事業への対応を初め長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想されます。よって、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、国の関係機関へ意見書を提出すべきと考えます。

議員各位の賛同を賜りたく、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（関 誠一郎君） これから質疑を行います。

発議第6号についての質疑を求めます。

4番藤咲芙美子君。

○4番（藤咲芙美子君） すみません、ちょっと突然なもので、もう少し一つ一つ、1、2、3、4、5までありますけれども、詳しく説明をお願いしますでしょうか。

○議長（関 誠一郎君） ここで暫時休憩します。

午後 3時05分休憩

午後 3時13分開議

○議長（関 誠一郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

4番藤咲芙美子君、よろしいでしょうか、質疑。

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。すみませんでした。分かりました。

○議長（関 誠一郎君） ほかにございますか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長（関 誠一郎君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第6号に対する討論はございませんか。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長（関 誠一郎君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより発議第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（関 誠一郎君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は議会事務局長をして、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長等へ提出させていただきます。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

総務民生常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（関 誠一郎君） 次に、日程第23から日程第25まで、議会運営委員会、総務民生常任委員会及び教育産業常任委員会の閉会中の所掌事務調査についてを一括議題といたします。

各委員長から、会議規則第72条の規定により、各委員会の運営に関する事項について閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 誠一郎君） ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

報告第65号 城里町不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する告示

報告第66号 令和元年度城里町一般会計継続費精算報告書

報告第67号 令和元年度地方公共団体健全化法に関する健全化判断比率及び資金不足比率

報告第68号 平成31年度一般財団法人城里町開発公社事業及び決算報告書

報告第69号 株式会社桂ふるさと振興センター決算報告書

報告第70号 株式会社物流センター山桜決算報告書

報告第71号 第2期城里町子ども・子育て支援事業計画

報告第72号 例月出納検査報告（6月、7月、8月執行分）

○議長（関 誠一郎君） 次に、日程第26、報告第65号 城里町不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する告示から、日程第33、報告第72号 例月出納検査報告（6月、7月、8月執行分）については、後ほどご熟読願います。

以上で、今定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

町長挨拶

○議長（関 誠一郎君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可します。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 令和2年第3回城里町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

11日間にわたりました議会定例会でありましたが、関議長の下、慎重審議をいただき、ご提案いただきました全議案につきまして、可決決定をいただき、厚く御礼を申し上げます。

会期中、議員各位から賜りました貴重なご意見等につきましては、今後の行政執行において十分参考にさせていただきたいと考えております。

最後になりますが、季節の変わり目となり、不安定な天候が続き体調を崩しやすい中、新型コロナウイルス感染症もまだまだ心配されております。議員各位におかれましては体調管理に十分注意され、城里町発展のため、重ねてご尽力いただきたくお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長挨拶

○議長（関 誠一郎君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、11日間にわたり、提案されました多くの重要議案について終始熱心にご審議をいただきました。ここで全議案を議了し、閉会の運びとなりましたことに対し衷心より感謝とお礼を申し上げます。

町執行部におかれましては、成立いたしました議案の執行に当たり、議員各位のご意見を尊重され、より一層のご尽力をいただきたいと存じます。

結びに当たり、今会期中に賜りました議員各位のご協力に対し心から感謝申し上げます、閉会の言葉といたします。

閉会の宣告

○議長（関 誠一郎君） 以上をもちまして、令和2年第3回城里町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 3時22分閉会